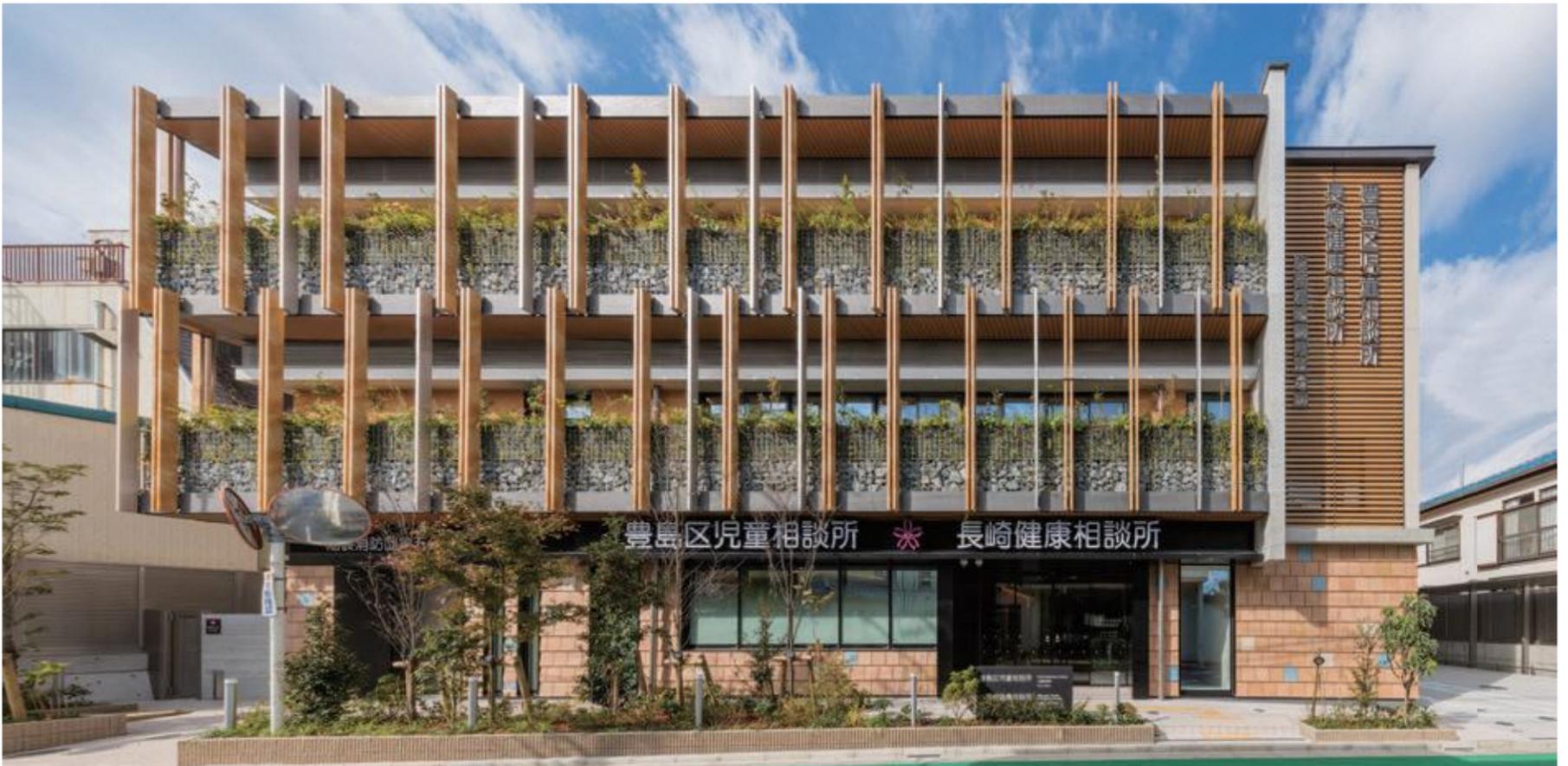


豊島区児童相談所を 開設します

発行：豊島区 編集：児童相談所設置準備担当課

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1
☎4566-2488 (直通) FAX 3980-5042



児童相談所の問い合わせ先

令和5年2月1日より

豊島区児童相談所 ☎6758-7910
受付時間 午前9時～午後5時

虐待かな・・・と思ったら
児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (いちはやく)
24時間365日対応

※令和5年1月31日まで…児童相談所設置準備担当課☎4566-2488



住所 長崎3-6-24
西武池袋線 東長崎駅北口より徒歩7分
// 椎名町駅北口より徒歩8分



3階	児童相談所
2階	児童相談所
1階	長崎健康相談所・消防団施設
地下1階	長崎健康相談所

いよいよ令和5年2月1日に、豊島区児童相談所を開設いたします。

昨年、児童虐待等の相談対応件数が全国的に増加する中、本区におきましても、昨年度の児童虐待対応件数は939件と5年前の平成28年度576件と比較して約1.6倍となっております。

こうした子どもへの虐待は、時に生命にかかわる危機となり、子どもの心身の発育に深刻な影響を及ぼすことから、豊島区では児童相談所に100名を超える職員を配置し、子どもの命を守るために、迅速かつ専門的で丁寧な対応を行っていく覚悟でございます。

児童相談所の建設については、妊産婦、子育て世帯、そして何より子どもたちへ一体的な相談支援を行えるよう、長崎健康相談所との複合施設として整備してまいりました。今後は子どもの権利を守る児童相談所と、健康を守る長崎健康相談所が一体となった新たな子ども・子育て拠点として、「豊島区の子どもは豊島区が守る」体制づくりに努めてまいります。さらに、消防団の施設も併設し、地域の皆様の安全・安心な暮らしも守るシンボルとして、必ずやまちの魅力を高めていくものと確信しております。

子どもたちが希望を持って今この時を生き、輝く未来を築いていけるように、地域の皆様と区が共に力を合わせて、「オールしましま」で子どもを育ててまいります。

豊島区で生まれ、育って良かったと言える地域を目指してこれまで以上のご理解、ご協力をお願いいたします。

高野之文



児童相談所って どんなところ？

児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族などを援助し、ともに考え問題を解決していく専門の相談機関です。

原則18歳未満の子どもに関する相談について、子ども家庭支援センターに加え、児童相談所で相談できます。

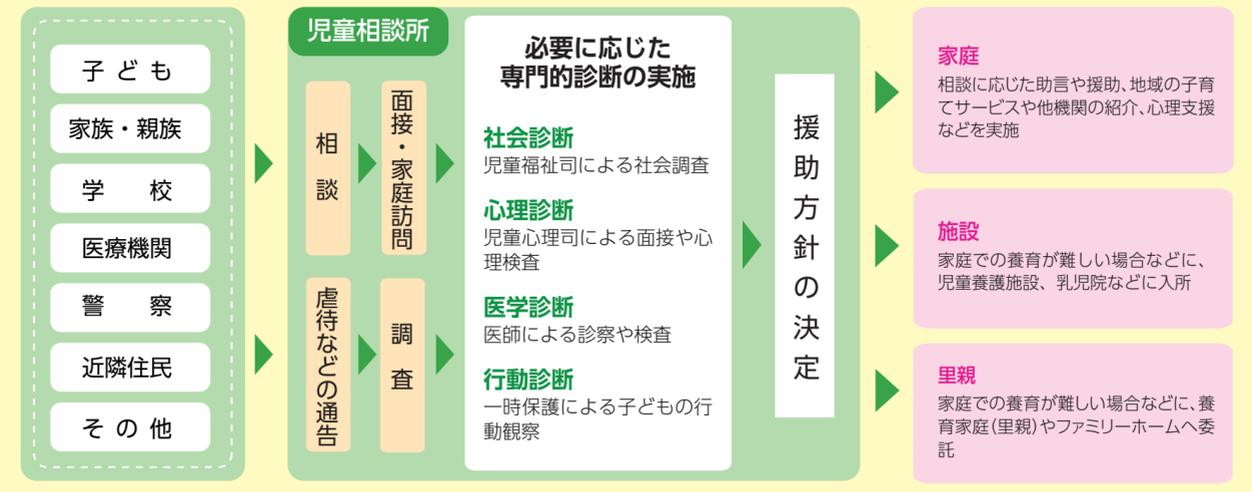


相談の種類

養護相談	・養育が困難になったときの相談 ・児童虐待に関する相談など	子どもに きつくあたる 叩いてしまう	子どもの 非行について 相談したい	家に帰るのが こわい
障害相談	・愛の手帳の取得に関する相談 ・子どもの発達に関する相談など	子育てが つらい		お家の人から 叩かれる
非行相談	・金銭持ち出しなどに関する相談 ・家出に関する相談など	子どもの発達 愛の手帳に 関する相談	夫婦喧嘩の 子どもへの 影響が心配	ご飯が 食べられない
育成相談	・子どもの行動に関する相談 ・家庭内暴力に関する相談など			

上記のほか、家庭養育の仕組みの充実に向けて、「養育家庭(里親)」や「特別養子縁組」に関する相談も受け付けます。

相談の流れ



児童虐待が増加しています

児童虐待の相談件数が全国的に増加する中、本区の相談件数も増加の一途をたどっています。また、虐待により幼い命が奪われる事件が後を絶ちません。児童虐待は子どもの心身の成長や人格の形成に深刻な影響を及ぼす子どもに対する最も重大な権利侵害です。



※豊島区が相談対応した件数のうち、主訴が虐待のもの。

児童虐待は以下の4つに分類されます

身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、家の外に締め出す など	性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる など
ネグレクト(育児放棄) 家に閉じ込める、食事を与えない など	心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い など

“オールとしま”による児童相談体制で「児童虐待ゼロ」を目指します

児童虐待などの相談に対して、「児童相談所」と「子ども家庭支援センター」に母子保健の専門機関である「池袋保健所・長崎健康相談所」を加えた三機関が核となり、それぞれの専門性を活かした迅速かつ適切な対応を行います。

関係機関との連携と地域のネットワークを活用した“オールとしま”による児童相談体制を確立し、虐待の疑いのある子どもとその家庭の早期発見、早期対応と予防に努め、「児童虐待ゼロ」を目指します。



— 家族を支える —
子ども家庭支援センター

子育て相談や育児支援サービスの提供など、子育て家庭に寄り添い、伴走型で支援します。

東部	西部
子どもと家庭の相談(来所・電話・メール) 親子遊び広場 育児支援ヘルパー	一時保育 子育て訪問相談 子どもショートステイ

各センターの事業・連絡先

- 東部子ども家庭支援センター ☎5980-5275
- 西部子ども家庭支援センター ☎5966-3131

— 健康を守る —
池袋保健所・長崎健康相談所

妊娠・出産期から切れ目なく、乳幼児とご家庭の健康を支援します。

母子保健事業 ゆりかご面接(妊婦面接) こにちは赤ちゃん事業 乳幼児健康診査 乳幼児健康相談 など	精神保健事業 精神科医による専門相談 保健師などによる随時相談 精神保健福祉ボランティア講座の共催 こころまつりの共催 など
健康づくり事業 骨太教室 母親の骨密度測定 健康相談(保健・栄養) 健康づくり教室 小・中学校等への健康教育 など	各種申請受付 妊娠届・母子健康手帳や予防接種 自立支援医療・精神保健福祉手帳 難病医療費助成 小児慢性特定疾病医療費助成 がん検診 など

池袋保健所・長崎健康相談所の連絡先

- 池袋保健所健康推進課 ☎3987-4174
- 長崎健康相談所 ☎3957-1191

“里親”という新しい家族のカたち 2月から豊島区が里親の認定登録を行います

子どもは、あたたかい家庭で愛され、大切に育てられることによって健やかに成長していきます。しかし、親の病気や死亡、虐待、離婚、経済的理由など様々な理由により、家庭を離れて生活しなければならない子どもたちがいます。「里親制度」は、こうした子どもを家族の一員として家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育するために児童福祉法に基づいた「子どものための制度」です。

里親の種類

養育家庭 養子縁組を目的とせず、自分の家庭で子どもを養育する	専門養育家庭 虐待・障害などの専門的ケアが必要な子どもを養育する	親族里親 祖父母などの扶養義務を負う親族が子どもを養育する	養子縁組里親 養子縁組を前提として子どもを養育する
--	--	---	-------------------------------------

養育家庭(里親)認定・登録から委託までの流れ

- ①相談: 制度について説明します。
- ②研修: 講義および児童養護施設などで研修します。
- ③家庭訪問面接: ご家族がお揃いの際に家庭訪問や面接を行います。
- ④認定登録: 区の審査を経て里親として認定・登録されます。
- ⑤子どもとの交流: 日帰りの外出や宿泊などで交流します。
- ⑥里親委託: 児童相談所が委託の決定を行います。

里親を目指す方が安心して子どもを受託していただけるよう、児童相談所は様々な場面において支援を行います。

- 職員による訪問・相談支援** 委託後も職員が定期的に関わることで安心して養育を行う環境を整備します。
- 里親同士の交流** 里親として登録している家庭が集まることで里親同士だけでなく、里子の交流も行います。

児童相談所設置準備担当課児童福祉グループ ☎6758-7918

豊島区は子どもの権利を守ります

豊島区子どもの権利に関する条例

子どものみなさん
あなたの人生の主人公は、あなたです
あなたのことは、あなたが選んで
決めることができます
失敗しても、やり直せます
困ったことがあったら、助けを求めているのです

あなたは、ひとりではありません
私たちおとなは、あなたの立場に立って、
あなたの声に耳を傾けます
あなたがあなたらしく生きていけるように、
いっしょに考えていきましょう
あなたという人は、世界でただ一人しかいません
大切な、大切な存在なのです

前文より



豊島区では、子どもたちが希望をもって今を生き、次代を担っていくことを願い「豊島区子どもの権利に関する条例」(2006年4月1日施行)を制定しました。

豊島区の条例のもとになっている「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)では、**子どものいのちが大切にされること、子どもがあらゆる差別を受けないこと**が保障されています。

「豊島区子どもの権利に関する条例」では、大切な7つの権利を定めるとともに、子どもを深い愛情のもとに健やかに育てる責任として、「おとなの役割」も定めています。

大切な7つの権利

～みんなが持つて自分らしく健やかに成長するための大切な権利～

- ①安心して生きること ②個性が尊重されること ③自分で決めること ④思いを伝えること
⑤かけがえのない時を過ごすこと ⑥社会の中で育つこと ⑦支援を求めること

詳しい内容はホームページをご覧ください。
<https://www.city.toshima.lg.jp/229/2005280847.html>



区子ども若者課管理・計画グループ ☎4566 - 2471

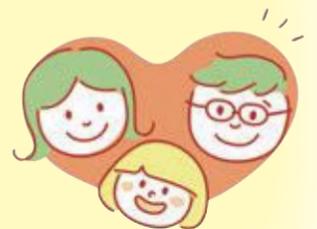
愛の手帳について

愛の手帳とは、知的障害のある子どもが各種サービス(手当や制度など)を受けるために交付される手帳です。

18歳未満の方は、令和5年2月から愛の手帳の判定機関が豊島区児童相談所になります。

初めて愛の手帳を申請する方、年齢更新、程度変更のための再判定などを希望される方は、問い合わせてください。

区児童相談所設置準備担当課心理支援グループ ☎6758 - 7917



2月から新たに16の事務が東京都から移管されます

豊島区が「児童相談所設置市」に指定されたことにより、現在東京都が行っている16の事務について2月より豊島区が行うこととなります。

事務の内容		担当
子どもに関すること	愛の手帳の判定に関すること。	児童相談所設置準備担当課心理支援グループ ☎6758 - 7917 ※特別児童扶養手当の認定・申請 ☎3981 - 1417 (子育て支援課児童給付グループ)
	特別児童扶養手当の判定などに関すること。	
	里親の認定などに関すること。	児童相談所設置準備担当課児童福祉グループ ☎6758 - 7918
	養子縁組民間あっせん機関の許可などに関すること。	子育て支援課児童相談支援グループ ☎4566 - 2500
	児童福祉審議会の運営に関すること。	子ども若者課管理・計画グループ ☎4566 - 2471
障害に関すること	障害児入所給付費の支給認定や支給などに関すること。	障害福祉課児童・障害児支援グループ ☎4566 - 2451
	障害児通所支援事業の指定などに関すること。	
	障害福祉サービスなど情報公開に関すること。	
健康に関すること	結核児童に対する療育の給付などに関すること。	健康推進課小児慢性移管準備グループ ☎3987 - 4172
	小児慢性特定疾病医療費の支給認定や支給などに関すること。	
施設などに関すること	小規模住居型養育事業(ファミリーホーム)に関すること。	子育て支援課児童相談支援グループ ☎4566 - 2500
	児童自立生活援助事業に関すること。	
	児童福祉施設の認可や廃止などに関すること。	子ども若者課管理・計画グループ ☎4566 - 2471
	一時預かり事業に関すること。	保育課私立保育所グループ ☎3981 - 1823
認可外保育施設に関すること。	保育課認可外保育施設グループ ☎4566 - 2496	